

昭和五十五年十一月十三日(木曜日)
午前十一時三十三分開会

内閣委員会會議録第七号 昭和五十五年十一月十三日 【参議院】

公共企業体職員等労務組合法

之に附屬し解て中括弧をしてゐるものにす

手したたきたしといふに思ひます

○樺山篤君　運輸省と大蔵省にお伺いしますが、昭和六十年度になりました際に、電電あるいは専売というふうな公共企業体それから国家公務員の成熟度ですね、これはどんなふうに押さえておりますか。

○政府委員(永光洋二君) 昭和六十年度、一応推計値でございますが、三公社と國共合わせまして要するに大体五〇ぐらいのところではないかと思ひます。成熟度。

○政府委員(矢野新一君) 昭和六十年度におきまして国家公務員共済組合の一般職員につきまして成熟度を推計をしております数字は三九・五％ということに見込んでおります。

○稲山鷹君 国鉄の側は、いま運輸委員会にかかっております国鉄の財政再建というものがあるわけですが、これが七万四千人の要員の合理化を行う、そういう要素も考えながら一四％というものの数値が推計ができるわけですが、国家

公務員にいたしなくても、電電あるいは専売につきましても御案内のとおり要員の合理化あるいは行政改革、こういうものが片方に控えているわけですね。もちろんこれはそれぞれの企業によりま

してあるいは公社によりましてその言旨の通り
はありますけれども、そういうものを考えてみま
すと、生首は切らないにいたしましたも、他の公社
及び国家公務員の成熟度というのはいまの五〇％
ないし三九・五％以上になる可能性というものが

あると思いますが、その点いかがですか。
○政府委員(永光洋一君) いま推計で申しました三公社、国共の五〇%六十年代、こういうふうに言いましたが、その推計によりますと、やはり十

年後あるいは二十年後にはさらに成熟度は高まる傾向を示しておりますが、一応推定でございますのでありますが、たとえば大体七〇％程度ぐらいまでというような推計がございます。

○樺山鷹君　実は私、前の国会で内閣委員を専門に担当しておったのですが、その当時も御案内のとおり、国家公務員の退職手当法の一部改正案が出ておった。

そこで、国家公務員あるいは地方公務員、さらに含めて三公社の職場を歩いてみますと、退職手当が来年の四月から五%、再来年の四月一日から一〇%ダウンをするとするならば、これは容易ならざる事態だと、退職手当を受ける者の立場から言いますと容易ならざる事態だと、通常五十五、あるいは五十七、八まで勤めておったとしてみても、第二の人生を考えてみますと一〇%ダウンと云うのは非常に影響が大きい。そこで、職場では

來年やめようが、再來年やめようかというふうな、五十歳台の人でありますが、そういう話が非常に聞こえるわけです。現に国鉄の場合につきましても、御案内のとおりその影響が非常に大きい

んです。私は国鉄の職場を歩いてみましてそういう相談を現実を受けるわけです。そうしますと、退職者の数といいますのは予想をした以上にふえるのではないだろうか、これは現実の問題として非常に可能性があるというふうに判断をするわけ

です。その点、国鉄側あるいは国家公務員側、両方からその辺の見通しといえますか、考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○説明員（高木文雄君） 確かに退職金の問題で、

退職時点に近づいておる職員の間で情緒不安定になっていることは事実でございます。いまここでちょっと数字を持ち合わせておりませんけれども、ことしの春と申しますか、前年度末と申しま

すか、やめた職員の数を見ますと、御案内のように、私どもの方は一応五十五歳を一つの目安とし、本人の希望等によつて五十八歳までおれることになっておりますが、五十五歳に到達した上

で、その時点でやめる人とやめないであと二年なり三年なり勤める人との割合を見ますと、ちょっといま手元に数字ございませんが、昨年の春の場合、一昨年の春の場合と比べましてやめる方を選

扱する人の数、その比率がふえておるわけでございますが、それがふえておるのは、やっぱりそうした不安感というものも影響しておるということはどうも思いません。

○政府委員(矢崎新二君)　ただいま御指摘の退職手当法の改正の問題は、現在御審議をいただいておりますわけでございますけれども、これは所管省でございます総理府が人事院にお願いたしましたして、民間企業の退職金実態調査を基礎にいたしました民間との均衡を図ろうということ御提案をされているように聞いておりますでございますが、その影響がどのようになるかということについては、私どももいたしましてこの時点で具体的な推定をいたすことは困難かと思つております次第でございます。

○樺山篤君　そこで、先ほどもお話がありましたように、国鉄の成熟度が五十四年度、昨年六八・

九、ことし七二%、昭和六十年になりますと一四%という、大変急激に変化をするわけですが、それは過去の要員の需給状況が今日にすべて影響を与えている、こんなふうに考えるのは当然であります。

そこで、具体的にお伺いしますが、昭和十二年から終戦までの間に兵隊に行つた者あるいは身分が軍人に置きながら軍属で行く、それから新しい輸送力の増強――私も関係しておりますが、軍用輸送と、ふうなるのがあります。用当の人を

法までの間に、これまた現実の問題としては戦後採用したわけですね。さらに、終戦から例の定員の復興という意味もありましてかなりの人を採用をした。それと同時に、戦後になりますと軍人、

軍属、あるいは満鉄であるとか、あるいは鮮鉄であるとか、樺太鉄道であるとか、そういう関係者が続々復員してきたわけですね。これが今日全部かわり合いを持っているわけですが、それら

の数字を明らかにしてもらいたい。

○説明員(高木文雄君)　まず、戦前、昭和十二年から終戦まで、十九年までに新規採用されました、これは要するに応召とか海外派遣とかの穴埋

めの分を含め、かつ戦争中の輸送力増強に対応するためのものですが、その数は五十八万四千人になります。十二年から十九年までの累計で五十八万四千人が採用数でございます。

次に、終戦の年の昭和二十年から公社発足まで、二十三年までの採用数が二十五万九千人でございます。

なお、復員者の数、これは二十年から二十三年までの復員者の数でございますが、これが二十三万九千人、したがって二十年から二十三年までの採用と復員とを合わせますと四十九万八千という数になります。

○穠山鷹君 いま言われました総合計四十九万八千名は、そのうちの一部はすでに退職をされている方もあるわけですが、ある者は現職職員として活躍をしているわけです。

そこでこれは本問題解決のために議論をきちんとしておく心要があるわけですが、昭和十二年の国鉄全体の要員はたしか二十四万五、六千人あったわけですね。で、終戦の年には五十二万から五十二万人あったわけですね。そうしますと、輸送力の増強もありますし、それから軍人、軍属の

補充というふうなこともあるわけですね。けれども要員が二倍以上にこの時点でもなっているわけですね。そうしますと、これが国鉄の好みで要員の需給をとってきたということであるならばともかくとしまして、やはり当時の国策に沿ったもので

あつたというふうに——まあ私は兵隊行きませんでしたが、そういうふうなところにその部分については認識をせざるを得ないと思いますけれども、運輸大臣、その点はいかがでしょう。

○国務大臣(塩川正十郎君) 確かに昭和二十年から二十三年の間に復員してられた方が国鉄に就職された、その事實はございますが、全体に占めますところのウェイトから申しますとそれほど

大きなウェートではないと思うのでございますが、しかし、復員後国鉄で相当数吸収したという事実はございます。

○稲山篤君　高いウェートではないというお話が

さて、そこで財源率の変化の問題であります
が、今日是对係給千分でいきますと千分の百四十
きましよう。

七を事業主及び組合員が負担をしているわけですから。成熟度が上がることによって財源率に変化をする、負担が大きくなるというのは物理的には当然だと思ふに思いますが、十年刻みでちょっとお願いしたいと思いますが、昭和五十年、それから昭和四十年、国鉄の財源率はどうかだんだんしょうか。

○説明員(川野政史君) 昭和四十年時点で申し上げますと、国鉄の財源率は四十年は千分の九十五でございます。それから五十年で申し上げますと千分の百十七でございます。それから、現在では御承知のとおり千分の百四十七でございます。それでよろしゅうございませうか。

○補山篤君 昭和四十年で九十五ですか。そこはもう一度確かめてもらいたい。○説明員(川野政史君) 失礼しました。四十年では百三でございます。訂正いたします。

○補山篤君 国家公務員の場合、いま四十年、昭和五十年、それから昭和五十二年、この刻みで幾らになっておりますか。

○政府委員(矢崎新一君) 国家公務員の場合の財源率を申し上げますと、四十年が千分の百五、五十年が千分の百十五、現在が千分の百二十三というふうに相なっております。

○補山篤君 国鉄と国家公務員の間にはかなりの乖離がありますが、これは再計算期に十分計算をして物理的に出たものでありますから、機械的に評価することは無理があるかと思ひます。しかし、いづれにしても、極端に成熟度の違いがここにあらわれているというふうに思ひます。そこで、比較をする意味でお答えだけひとつもらいたいです。国鉄の場合、現職職員の平均で結構ですが、一カ月の掛金の金額、それから電電公社の職員の一カ月の掛金、それから国鉄公務員の平均で結構ですが、掛金額はお幾らになっておるでしょうか。

○補山篤君 電電はお幾らですか。

○政府委員(永光洋一君) 一応電電は運輸省で取りまとめておりますが、ちょっといま資料がございませんので、御了承願ひたいと思ひます。

○補山篤君 公務員は幾らになっておりますか。

○政府委員(矢崎新一君) 本俸が二十万円の人で計算しますと、掛金の額が一万三百円ということに相なります。

○補山篤君 まあ電電、数字がないわけですが、平均給与もあるいは基本給も国鉄よりも多少水準が低いだろうと。それから掛金率も低いと思ひますので、数字は国鉄よりもかなり低目だろうと。逆に言いますと、現職の国鉄職員は他に比べて多額の負担を負っている、こういう認識になるのは当然だと思ひます。

さてそこで、この国鉄共済組合の長期経理の収支が非常に悪化をして、御案内のとおりであります。これは国鉄共済組合の経営を圧迫するだけではなくて、国鉄の財政にとりましても、あるいは国鉄の経営にとりましても非常に重要な課題になっております。これらの改善を図りませんと共済組合の経理も再建できない、国鉄の再建にも一方ならず悪い影響を及ぼすのは当然だと思ひます。

そこで、これからの問題になるわけですが、いま運輸委員会が審議しております国鉄の再建法は、昭和六十年まで再建の土台をつくるというところで法律の背景もありませんし、具体的な行政措置もありませんし、言いかえてみれば、昭和六十年までのものにつまましてはまあおおむねわかりませんが、しかし、各年度の再建計画というものがありませんから、最終的にどういう形になるかというところはよくわかりませんけれども、政府の意図というものは何となくわかるような感じがするわけですね。

いま申し上げましたように、昭和六十年までに財政再建の土台をつくるということでは法律ができています。さて、昭和六十年までに国鉄共

済の再建の展望というもののについては、まだそれらしきものも何ったことがないんですね。これはある意味では政策的なことですから、運輸大臣は、こういう考え方で昭和六十年までにいまパンクしております国鉄共済組合を何とかしたいということ、ある程度の構想はお持ちだと思ひます。その点を伺ひたい。

○説明員(高木文雄君) いま、私の方の共済組合の収支といいますが、経理を当面六十年までというふうに対処していくということについて鋭意作業中でございます。来年の四月からは多少財源率を改定せざるを得ないだろうということ、費用という概念のものがございまして、追加費用といふものから見ておられますが、追加費用をいままでもよりはやや広げて見ていかざるを得ないだろうというところで考えております。

年金全体について将来どうするかということについては、非常に大きな問題で、大蔵省で御検討いただいておりますが、それを一年、二年の間に結論を期待することは非常にむずかしい。その間に共済組合の方が財政的に破綻を来すということではないけれども、何とか五十九年ないしは六十年までつなげるような計画をいま立てておられるとございまして、その考え方としては、財源率の改定と追加費用の見方の拡大ということによって対処させていただきたいということで、組合との間でもいろいろ話し合ひをしておりますし、関係御当局にもお願い申し上げておるところでございます。

○補山篤君 運輸大臣、私たとえ話をちょっと申し上げても、片方では再建法があつて要員計画としては七万四千人も減らす。で、昭和六十年度になりますと成熟度一四、三十五万人で四十二、三万人の先輩を支えていくということになるわけですね。ですから、これから退職される

人もあるいは在職の職員も大変なことなんです。ざつとばらんに言つて、これは私の素人計算ですけれども、国鉄が一切運賃料金を取らないで全部ただで汽車を動かすということになりますと、切符の製造販売というものは要らなくなるわけですね。出札係も要らないし改札係も要らない、あるいはそれを審査する人も要らない。大ざつぱに計算をしますと九万人ないし十万人になるわけですよ。全然ただで国鉄に乗つてくださいと言つても。そこで、なおかつ経営再建法は切符を売りながら七万四千人を合理化をするということですから、七万四千人を言い換えてみれば退職する人も大変だし職場に残る人も大変だし、こういう計算ができるわけですね。それからまた、これはたとえ話で恐縮ですけども、あえて財政再建、収支のつじつまを合わせるといふ意味で言うわけですが、夜行列車を全部廃止をする、そうしますと十万人以上の人が要らなくなる勘定になるわけですね。しかし、赤字であるが、まあ黒字ではありませぬけれども、赤字のさなか、夜行列車は国鉄の公共的な役割から言つてみて残さなければならぬ。経費がたかさんかかるとは言ひませんが、なおかつ夜行列車を合理化するわけですから、そういう意味では非常に大変なんですね。ですから、片方の共済組合の運営の面についても、六十年までの計画、それから六十年以降の長期的な共済組合の経営というもののについても、いま国会で審議しております経営再建法と同じぐらいのウエイトでものをながめないと問題の解決にならないというふうに思ひます。

そこで、運輸大臣にもう一度伺ひするわけですが、いま一生懸命に審査をしておりますものは、経営再建法はとりあえず六十年までとする。同じようなウエイトで共済組合のことを考えるとすると、昭和六十年までのものについて主管の省であります運輸省としても特段の努力をしないと片手落ちになってしまう、私はそういうふう

に思ひます。その点どうでしょう。

○国務大臣(堀川正十郎君) 御質問にございます

ように、それは確かに共済と国鉄の再建問題と重要なかわり合いのあることは私どもも承知いたしておりますが、しかし当面、この六十年までの経営改善計画の中では共済と国鉄の財政とは一応切り離しまして改善計画を作成することになっております。しかし、共済もこれは要するに職員が安定した活動をするために重要な問題でございますので、私どもも重大な関心と、それから努力をいたしておりますのでございますが、国鉄再建に際しまして閣議了解、昨年の暮れに行われましたが、その中におきましても年金の問題に触れておるわけであります。それは、「年齢構成の歪みから生ずる国鉄の年金問題の重要性にかんがみ、関係各省庁において抜本的な共済年金対策について検討を進め、早急に結論を得ることとし、これに基づき所要の措置を講ずる」と、こういうぐあいになっておるのでございまして、ただ、この国鉄の共済だけをどうするかということで国鉄なりあるいは運輸省で独自の対策は現在では立てがたい、財政的にも制限ございまして、したがって、各共済との関係をどうするかというのを、目下、専門家にあります検討を進めておる、その結論を待つというにいたしておることが一つでございます。

それと同時に、共済に対します国鉄の対応いたしましては、現在の国鉄の体質、財政的な体質ではいかんとも対応しがたいこともございまして、そこでいかなる措置が決定されようとも、それに対応し得るだけの体質の改善をいまのうちにしっかりやっておきたいというのがわれわれ六十年度をにらんだ対策であるということでございます。

○堀山篤君 その閣議了解あるいは特別措置法の第二十五条のことは後でまたもう一遍指摘をしたいと思いますが、来年四月一日から自助努力をしなければならぬ、追加費用の枠も拡大を配慮をしなければならぬ、これはよくわかりますが、さて自助努力、現在千分の百四十七ですけれども、国

鉄の財力及び組合員、職員の負担能力という点を考えてみた場合に、その自助努力の限界というところもある程度考えなきゃならぬと思うんですね。とてつもない金を負担をさせるわけにはいかないと、おれたちは先輩の年金をかせぎ出すために鉄道に入ったんじゃない、専売公社に入ったんじゃないという、よく若い人たちの話を聞くわけですね。そこで、組合員の資金あるいは生活、国鉄の足腰の状況から考えてみて、この自助努力の限界というのは大体どういうふうに押さえたならばいいんですか。これは重要な関心事でありますので、国鉄当局あるいは運輸省側として国鉄に要請をする限界と、こういうものが当然あると思うんですね、両方から伺いたいと思います。

○説明員(川野政史君) 先生御指摘のとおり、現在国鉄共済組合員の掛金率は一般の民間の方々の厚生年金に比べて約四割から五割近く、それから公務員その他、他の公社に比べても二割から三割高いことになっておりまして、私どもとしましてはなかなか頭の痛いところではございまして、来年の四月からの財政計画につきましても、御指摘のとおりもう一段と負担を高めていきませんと財政がもたないということも事実でございます。いま御質問の、限界があるだろうという御指摘でございますが、同じ制度で同じ年金をいただくわけでございますから格差が幾らあってもいいというふうには私も当然思っております。思っておりますが、現在収支計画策定審議会というのがございまして、これは国鉄総裁の諮問機関になっておりますが、ここで専門家の先生に財政計算を鋭意いま御検討をいただいているところでございまして、その御検討の結果が近々いただけたらと思っておりますが、その辺をいただきます、いま御指摘のような問題につきましてどういうふうに考えたらいかが検討していきたいと思っておりますが、これこれが限界であるとかこれこれが限界であるという数字自体につきましてちょっといまお答えすることは御容赦いただきたいと思いま

す。そういう事情でございます。

○政府委員(永光洋一君) いまの国鉄の話と同じような話になるんですが、一つの単独の企業単位としまして共済制度を組んで、しかも給付水準としては他と同様の給付水準ということになりますと、国鉄の場合は掛金率あるいは財源率、他に比べて先ほど申しましたように二、三割高くなっております、その限度と申しますか、それとも一つ、経営上の問題としましては、これ先生御存じだと思いますけれども、旧法部分について年金改定額の部分は国鉄が経営事業体として追加費用で負担することになっております。したがって、問題としては組合員の掛金がどういうふうに上がっていくか、どの程度が限界であるかということ、それからさらに国鉄の経営者としての要するに財源にする分の負担金、八十五・五の部分と、それからさらに追加費用の部分、いま大分は追加費用の部分が非常に大きいわけではございまして、昭和五十五年予算でまいりますと、共済の収入のうち掛金が五百八十六億、それから国鉄が負担します負担金が八百十五億、それからさらに旧法の部分につきましても国鉄の負担部分が二千四百三十六億ということではございまして、したがって、組合員の方々の掛金の相対的な高さが、それから国鉄の追加費用額、現実には前年度の追加費用部分の実額を負担することになっておりますので、したがって二千億円を超える額になっておると、こういうことではございまして。

限度についてどうかというお話でございますが、確かに国鉄経営という観点から見ましたこの追加費用なり負担金について三千億円を超えるものを負担していくことは非常に現在の財政事情から大変であります。今後年金額の改定の将来の含み等を考えますと、さらにふくれるということではございまして、当面は昭和六十年までの経営基盤の確立という国鉄の問題としましては、この追加費用なり負担金についてのいわゆる他の企業、公社と比べての異常部分については一応経常的な損益に入れないで、そして再建の基盤を確

立したいと、こう考えておりますが、それは一応形の上でありまして、実際的には非常に大きな負担がある。それから、掛金についても確かにある程度高いということで、将来も高くなっていく点でございますが、一概にどの程度が限界かという点につきましてはいろいろ問題があるかと思っておりますので、もう少し検討させていただきます、こう思っております。

○堀山篤君 いま今井一男先生が代表になっております策定審議会で十分審議をされるというふうには思いますが、先ほども申し上げましたように、片方の経営再建特別措置法の方でも相当の苦勞を、自助努力をしなければならぬわけですね、片方で、片方ではこの危機的な状況にありまして年金財政をこれまで支えなきゃならぬ。国以外のもので助けてくれるところがあれば問題はいいわけですが、そういうところはなかなかないわけですね。そこで、私はぜひここで十分状況を正しくながめていただきまして、いかに共済経理が悪いといえども組合員の負担の限界というものを考えなきゃならぬと思うんです。そうしなさんと、さくばらん申し上げて片方の経営再建の意欲をいまして、もう一つは現実の問題としてあるわけですね。千分の百四十七双方出合っているわけですね、千分の百四十七だとかあるいは二百幾つだというふうな話になったんでは組合員自身が協力をしなくなる。そういう意味で、思い切って国側も最大限できる配慮をしたらうと同時に、組合員の負担額を可能な限り抑制をしていくと、そういう配慮がないとうまくないというふうに考えるわけです。その点は大臣どうでしょうか。

○国務大臣(堀川正十郎君) 仰せのとおり、これは勤勞意欲にも影響があるというところは私も認めます。でございますから、できるだけ早くいまま検討を進めております専門家にあります討議を終えて、具体的な対策を決定していただけることを望んでおるのでございまして、それまでの間にそれじゃ

国鉄だけでこの共済を独自で図るということはとうてい不可能でございますので、したがって、組合員もやはりいづれはその給付を受ける組合員でございますから、できるだけの努力もまた同時にお願いいたさなければならぬと、非常に正しいところではございますけれども、現状は、そういうことでわれわれも努力いたしますけれども、専門家の結論待ちであるということでござい

ます。

○福山篤君 大臣、あなた少し混同されているんじゃないかと思うんですが、私はさつきから、昭和六十年までの経営再建の法律をバックにしてこれからやるわけでしよう、それに対応する問題の処理の仕方と、それから六十年以降を分けて先ほどから指摘をしているわけですが、大臣は両方を込みで言われているわけですが、そこは少し節目をつけてもらいたいというふうに思うんです。苦しいことはわかりますが、特別措置法の第二十五条「特別の配慮」というのが具体的に明示されているわけですね。ここでは政府は第十八条、「長期資金の無利子貸付け」、それから第十九条の「利子補給」、第二十三条の「償還条件の変更」、及び前条」といいますのは地方ローカル線にかかわる補助の問題、「に規定するもののほか、日本国有鉄道の経営改善計画の円滑な実施その他その経営の再建を促進するため必要があると認めるときは、日本国有鉄道に対し、財政上の措置その他の措置を講ずるよう特別の配慮をするものとする。」というふうな特別措置法では目下審議が行われているわけですね。この意味は、少なくとも日本

国有鉄道の経営、本体の経営の問題もあります

が、経営に付随して当然国鉄側が負担をする共済組合の重圧などもありますから、この第二十五条の「特別の配慮」の中では共済組合についても配慮をする、こういうふうな第二十五条というのは読むのが当然だと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○国務大臣(塩川正十郎君) お尋ねでございますけれども、国鉄の財政というものと、それから共

済組合の財政というものはおのずから別個のたてまえになっております。でございますから、このいわゆる国鉄再建法にいますところの国の財政措置というものは、いわば国鉄本体の体質改善を目標にしておるものでございます。しかし私は、当初にも答えたように、共済問題というのはやはり国鉄の再建と重大なかわりがあると、これは私たちも認めておるんですが、だからといって国鉄の財政イコール共済の財政と同じに扱うというところではないということをお願いしたいという

ことです。

○福山篤君 それは次元がそれぞれ違いますから、これはそのとおりだと思うんです。しかし、たとえ話がありましても、患者が手術を医者から受けて、まあ世界的にまれに見る手術であったと、手術は成功したと仮に特別措置法の方を考えたとき、共済組合の方ではどうにもならなくなると、まあそういうところが当てるかどうかかわりませんけれども、そういうものだとどうにかわがかりは考えられます。次が共済組合の人格と国鉄の人格で違ふことはわかりますけれども、これは車の両輪であることは間違いないと思うんです。さて、そこで閣議の了解があるわけですね。Ⅱの「行財政上の措置」の「2公的助成等」ということで、いま大臣も言われましたように、これに「年令構成の歪みから生ずる国鉄の年金問題の重要性にかんがみ、関係省庁において抜本的な共済年金対策について検討を進め、早急に結論を得ることとし、これに基づき所要の措置を講ずる。」これは平たく読めば、まず六十年までのものが一つ、節目として、それから体質をよくして、六十年以降のものもかかっているというふうに思うわけですが、この部分のゼネラルマネージャーとい

いますか、主管大臣は運輸大臣だというふうに

思いますが、いかがですか。

○政府委員(永光洋一君) 国鉄経営再建という問題の一端としてとらえております。運輸大臣でござ

います。

○福山篤君 いま、運輸大臣はこの閣議了解に基

づいて国鉄を中心にしたがらもおかつ周りの各種共済年金などを含めて検討しなきゃならぬと思

うんですが、これは運輸大臣の諮問機関、昭和五

十三年九月二十日の懇談会というものがそれに当

たるというふうに理解をしいんのですか、どう

ですか。

○政府委員(永光洋一君) いまお尋ねの件は、昭

和五十三年の九月に、運輸大臣の諮問機関として

国鉄共済年金問題懇談会を設けました。そのこと

だと思っておりますが、これは国鉄の共済問題が表に出

てまいりますが、非常に重要な問題として認識

の形としまして、ことしの六月に大蔵大臣の私的

な研究機関としましての共済年金制度基本問題研

究会というものが設けられておることは御存じと

思いますが、その中で一つの一環として、

国鉄共済を含む当面の年金財政対策ということも

お取り上げになるというふうなことでございま

運輸大臣です。運輸大臣が他の大臣の御協力をいただくとか、あるいは知恵をいただくというのは、これは内部事情としてあっても当然だと思ふんだけれども、少なくとも国鉄を含む三公社の共同組合の改正とか監督だとかというものは運輸大臣が持っているわけですね。大蔵大臣じゃないですよ。だから、運輸大臣はどうするんですかと私聞いています。運輸大臣が新しい諮問機関をつくるならつくるでもいいんです。あるいは大蔵省に設置されているこの研究機関に対して運輸大臣がお任せをしたいというなら、それも一つの態度だと思う。ところが、主戦役手の運輸大臣の考え方がきちっとしていないというのは、それは責任逃れじゃないか。国鉄の経営再建の方については、もう本当に命をかけているでしょう。共同組合だって同じですよ、命をかけてもらわなきゃならない。その意味で責任大臣としてどうするか、はつきりしてもらいたい。

○政府委員(永光洋一君) ちよつと言葉が足りませんでしたけれども、要するに現在大蔵省でそういうような広範な視野からの御研究を練っておられますので、そのあたりわれわれも参画していろいろ意見を述べ、いろいろそのあたりでの御検討を、結果を踏まえますが、もちろん運輸大臣として、運輸省としてそれらの御意見を踏まえないがらわれわれの責任で国鉄の共済の問題については取り組むと、こういうことでございます。

○福山篤君 何回も同じようなやりとりをいたさないと思いますが、いま大蔵大臣はお見えになったわけですが、大蔵大臣の研究機関として基本問題研究会が設置されたわけですね。これは大蔵省が財政当局として十分に研究をしたり、あるいは現状認識をきちっとする、将来財政的な分野から展望を切り開きたいという意味で研究会が持たれたのは私はいいことだと思います。ところが、責任大臣の運輸大臣の方は、大蔵省の方のことも見たい。それはいいですよ、参考にするのは。しかし、大蔵大臣の研究機関がもしお答えを出さなかったらどうするんですか、運輸大臣の責

任として。また、大蔵大臣の方はた迷惑だと思いませんか、どうですか。

とにかく主戦役手は運輸大臣なんです。運輸大臣がこういうふうにしたいという話がない限り、これは責任省庁としてはお粗末千万だと思ふ。そんなことで、片方の経営再建の方だけ熱心で、片方については周りをよく見まわしてというふうな話では、これは、国鉄当局もそうだし、国鉄職員もそうだし、また周りのその他の共済組合員だって関心を持っているわけですからね。運輸大臣がそんなような態度では承知するわけにいかないと思ふんです。いかがですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それは、御質問はよく私たちが理解はいたしてはおるんですけど、けれども、しかし五十三年に設置されました懇談会で、こういううぐいにあるべきだという結論がまだ出てきておられないんです。これはなぜ出てこないのかと言いましたら、やっぱりこれは国鉄の共済だけでということでは済むような段階ではなくなってきた。もちろん、これ懇談会で結論が出しても、果たして国鉄自身が財力的にこれが耐え得られるかどうかということも問題になってまいります。そうすると、この資金をどうするかという、助成をどういううぐいやるかということも問題になってくる。これが一つ。

それから、他の共済それぞれにまた結論を出してまいりますと、共済組合がAという公社の共済、Bという公社の共済、これはもしばらばらになつてきた場合どうなるのかということもございします。それぞれ共済の沿革も違ひますし、成熟度も違ひます。だから、そういうことになつてきても大変だと、そこで国民年金、厚生年金との関係もあるだろうしするので、抜本的に共済年金のあり方というものを考えようというのが大蔵省を中心としていま検討されておる研究会でございます。その結論を待たざるを得ないという状況に現在なつてきておるのでございます。

この結論を出さなかったらとおっしゃいますけれども、それはもう私たちが早急に出してまいら

たいと言つておるのでございますが、なかなか大変な制度改正につながるものでございますから、慎重にこれをお考えおられるんだと思ふんです。その大蔵省を中心とした研究会の結論が出てまいりましたら、それを現実に国鉄の共済にどうはめていくかということにつきましては、先ほどお話ございました五十三年に設置されました懇談会等こちらの意見を十分に私たちがもくんで、それを具体化していくためのお知恵もおかりしたい、こういう関係でございますので、ひとつ御了承承いだきたいと思ひます。

○福山篤君 大蔵省にお伺いするわけですが、この六月十三日にできました研究会ですね、これはいまもしばしばお話があるわけですが、どういう点を研究をして、まあ運輸大臣からの言葉じゃありませんけれども、お知恵を運輸大臣におかしになるのか、その点をお伺いします。

○政府委員(矢野新一君) 私どもの方で設けております共済年金制度基本問題研究会と申しますのは、共済年金全般にわたる問題を検討することを考えておるわけでございますが、共済年金制度は、公的年金制度の一環でありまして同時に、公務員制度等とも関連を持します職域年金としての性格も持つておるわけでございます。そういう性格を踏まえて多角的かつ総合的な検討をお願いをしておるわけでございます。

具体的に申し上げますと、まず一つは、年金財政を踏まえた職域年金制度としての共済年金のあり方、たとえば給付水準でありますとか、給付要件をどうするといったような問題でございます。それから二番目に、他の公的年金制度との整合性の観点からの検討、それから三つ目に財政問題、年金財政の今後のあり方の問題、この中に国鉄共済の問題も含めまして検討をお願いをするということとしておるわけでございます。そういう意味で、国鉄共済の問題も共済制度全体の中の一つの大きな主体でございますから、多角的な検討が必要ではないかと、こう考えておるわけでございます。私どもも国鉄の共済年金財政が非常に困

難な状況に直面しておるということとは十分承知いたしておるわけでございます。そういう意味からもこの研究会におきまして十分な御検討をお願いをしたいと思つておるわけでございます。そしてまた、その審議経過を踏まえて運輸省と十分意思の疎通を図りながら国鉄共済年金制度の今後の対策を協議をしてみたいと、こう考えておる次第でございます。

○福山篤君 大蔵省の方がややこの段階では親切なような感じがします。

それで、時間が来ましたが最後にまとめてみますが、運輸大臣ね、もはや国鉄共済組合として単独で始末をするといひますか、再建をしていくことはもう全く困難になつた、こういう認識のもとにその他の共済組合の制度との整合性を十分に考えなきゃならぬ、あるいは財源上の背景もきちつとしなきゃならぬ。こういうふうにしきりに運輸大臣が周りの状況を見てというのを、私はそういうふうにいふ理解をしているわけですが、そういうことではないんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 各種共済を統合しろという意見もあることは聞いておりますけれども、いや私はそういうことには何らこだわっておりませんで、研究会の結論を待つということでございます。それから、その結論を出すには各共済との関係をいろいろ考慮して出されるんだらうと、こういうことでございます。私はこの研究会の結論を待つということをお願いをしておりますので、統合がいいんだ、いや単独がいいんだという議論は私は持つておりません。それは持つておりません。

それと、もう一つ何でしたか。

○福山篤君 私も統合だとかなんだということを手早に何にも言つてないんですよ。ただ、国鉄共済組合が単独ではもはや生きていけないという認識に立つたであらうなということをやまず第一に私は聞いたわけです。

○国務大臣(塩川正十郎君) 単独にか合併かということ、これは私はわからぬと、こう言うておる

に早く充足してどんな人も減っているというより、国鉄共済が高齢化社会を一番先に身をもって体験するということになったわけだ。ところが、これはほかの組合は関係ないかというところ、ほかの組合も物によってはそういうのがいっぱいあるわけですよ。

この間、私のところに厚生年金から分かれて農林年金というのができたんです。あのときは分かれていない方がいじやないかというのに、共済の方がいいんだということでも無理に大動員をかけて運動して、で、分かれてはみたものの、農家戸数は減る、就労人口は減るということになってきたものだから、もう大体似たような——これほどじゃありませんよ、ありませんけれども、似たような問題にぶつかっていると、したがってたくさんあります。

ですから、この国鉄の問題は国鉄だけでやると言ってもなかなか大変だということはおくわかる。しかし、だからといって大変だから大蔵省お金出して下さいと、こう言われまして、これは年金制度というのは保険方式でできているわけですから、たとえばこちらにだけ出すということになると、第二のやつも出すのか、第三も出すのかというところも出てくる。それはできるものじゃないと、一部の議論としては国家公務員共済組合等も合併したらいじやないかという議論もあるんですよ。あるんですが、困った方は合併したくても困らない方はそんな貧乏神——貧乏神と言っちゃちよつと言過ぎですが、もうお金のないものを、飛び込んでこられたってこつちの財源がなくなっちゃうということ、むしろ拒否反応が強いんじゃないかと、そう思いますね。実際問題として利害が違いますから。しかし、利害が違ふからと言ったって、それにはお互いの給付条件とかいろいろ条件が違ふわけですよ。そういうことをどういふふうに調整していったらいいのか、やはり負担をもっと持ってもらおうと言っても、負担の限界は一体どこなのか、どういふふう

に利害調整したならば一緒にやってやれるのか、

独立ではどうしてももう絶対絶命でだめなのかというところをやはり考えていかなければならぬじゃないかと。

やはり将来の方向としては、なかなかもうだんだん先細りに人数が減るんですから、一遍卒業しちゃった人は元へ戻らないわけですから、やはりすそ野をある程度広くするという方向に行かざるを得ないのかもしれない。けれども、利害が違ふからすぐに強制的にやらせるなんというところはとんでもない。したがって、みんな同じ運命にだんだんなるんですよ、ということもわかってもらた上どういふふうにしていくか。これはもう根本的に計数上の問題とか、利害の問題とかいろいろございまして、そういうものも含めまして全体的なひとつ抜本的な研究を一遍やろうじゃないかと、当然その中の一環としては国鉄共済ももちろん入るということで研究会をスタートさせたというのが真意だと思います。

○野田哲君 大蔵大臣の方に伺えば、抜本的な検討をやらなきゃいけない段階に来ている。これはもうそのとおりだと思ふんですが、やはりいまだ端的に言われたように、貧乏な共済組合があるところへ泣きついてこられてもしようがないと、こういうふうになっていまして、感じとしては、全国あつちこち行つてみても、共済組合でいろいろ保養施設を持っていられちゃいます。国家公務員の共済組合とか、電電公社の共済組合とか、それなりに近代的な設備を持っていけるのを持ってもらえるが、どこへ行っても国鉄のは木造のあばら屋の本当にもうこんなものいままごろ使う人がいるんかなと思ふような施設しかないような状態なんですね。しかし、それは言つても、これは運輸大臣、共済年金をやめる人には、あなたは三十五万人体制をつくらうとしていたわけですから、退職した人には年金を払っていかなくてはならないんです。銭がないから払えないというわけにいかないんです。法律的に払えと、こうなっているわけですから。ですから、あなたの方で手上げの状態だから、すべてもう煮て食おうと焼い

て食おうと好きなようにしてくれという形で無責任に大蔵大臣の諮問機関の方へ投げかけても、私はいままでずっと所管してきた運輸大臣としての責任を果たせないと思ふんですよ。

先ほどマウンドに立つた主戦投手だという話がありましたが、所管大臣としてはやはり国鉄の共済を一体これからどうして先行き立て直していくか、これはそれなりのやはり定見を持った上で大蔵省で設置された研究会の中へも持ち込んでいくべきじゃないかと思ふんです。これはもうきょうやりとりをする時間があるかもしれませんが、来年のまた共済年金問題、いざ来春通常国会で審議をする機会があるわけでありまして、そのときにはやはり運輸省としてはこう考えると、こういう点はもう一回そのときに私は質問いたしますから、アウトラインだけでもぜひひとつ出すべきじゃないか、こう思ふんですが、大臣の見解をその点について伺つて、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正十郎君) 野田先生、やっぱり共済が勤労意欲と非常にかかわりがある、これは私も認めておるし、もう非常に私心配しておるんです。ですから、将来の問題についてはこれは研究会としておるが、当面の問題については、私は国鉄に對してもまた運輸省の責任者に対しては、私も、破綻を来さないように何らかの措置を講じろと、一時は借入金をしてでもとにかくその不安をなくしろというところは努力しております。けれども、それじゃやういふことの積み重ねでいつまでも行けるのかと言つたら行けませんので、だからして一刻も早く大蔵省を中心としての研究会でそれを出してもらつてこれに行くと、こういうことを主体にしていくということ、これは大体わかつていただけるだろうと思ふんですが、まあとにかく当面は心配ないやうにわれわれもやっていますから、どうぞ御理解していただきたいと思います。

非常に高くて五十四年度の収支を見ても、支出の方が七十三億円の収入を上回っているというふうな状況で、この赤字決算の状況というのはいまに限ったことではないわけですから、私も、私は国鉄のこの財政状況あるいは来年三月には五年目ごとに行われる財源率の再計算の時期になるわけですから、一体国鉄としては今後の見通しをどのようにお持ちなのか、その点をまずお伺いいたします。

○説明員(川野政史君) 国鉄共済組合の財政の現状につきましては、いま先生御指摘のとおり、五十四年度におきましては七十三億円の単年度赤字になっております。五十五年度につきましても財政状況はきわめて厳しくございまして、予算上百四十四億円の赤字が出ると、こういう状況でござい

ます。御指摘のように、通常でございまして五年間を単位として財政計算をやり直すわけではございません。五十六年度以降の具体的な収支計画につきましては、現在總裁の諮問機関でありますところの収支計画策定審議会、この審議会が具体的な財政計画につきましまして目下鋭意御審議を願つておるところでございまして、その財政計画の推移、御結論を見まして向こう五年間りの財政計画を組んでまいりたい、こういう段階でございまして、ただいまこういうふうな収支になってまいりますというところはちよつと申し上げられない段階なんではないかと、

○委員長(林有造君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、稲山篤君が委員を辞任され、その補欠として片岡勝治君が選任されました。

○安武洋子君 運輸大臣にお伺いいたしますけれども、いま百四十四億の赤字というふうな御答弁もありました。しかし、今後の見通しにつきましては、財政計画というのは収支計画策定審議会では検討中であると、その推移を見たいというふうな

御答弁でございます。しかし、この論議の中で国鉄の共済の実情というのは危機的な状態にあるという事は、もうはつきりしているわけです。私は、このまま運輸大臣としても手をこまねいておれないと思うんです。こういう状況について一体どのように考えておられるのか、先ほどの御答弁でもわかりかねるわけです。ただ漫然と審議会の結論を待つだけというようなことは済まないと思ひますけれども、その点をひとつもう一度はつきりしていただきとうございます。

○国務大臣(堀川正十郎君) 国鉄が金が十分にありとあるいは十分な蓄積があるという事だつたら、それはもう私たちがそれを吐き出さしてでもやりたい、こう思ひますよ。しかし現在の国鉄は累積赤字六兆を超す。これ全部借入金に依存しておるし、そして十二兆円の借入金を持っておる。こういう中で、国鉄としてやり得るだけのことというのはおのずから限界が現在はいかぬとが、しかしながら共済に被疑を来してはいかぬというので、われわれ必死に守つていっておるわけですから、それについては当面借入金をするとかなんかにこれを食べいふていくことを維持していかなきゃならぬ。そして、一刻も早く共済組合の抜本的な改正という一つの方向が打ち出されてきたならば、それによつて共済組合の基本的な立て直しを図つていきたと、こういう考えです。

○安武洋子君 現在の国鉄、それは私もよく知つております。その国鉄のやり得ることは限界があるかと大臣御答弁なさいました。やり得るこの限界があるからこそも政治的な解決が迫られていると思うんです。だから、ここで大臣がひとつどういうふうな基本姿勢を持ってこのことを解決していこうかという姿勢が問われるわけなんです。私はその大臣の基本的な姿勢をお伺いしているわけなんです。

○国務大臣(堀川正十郎君) それは先ほど申しましたように、それじゃ国鉄自体の努力、組合員なり国鉄自身の努力で解決するかといったら、私はもう不可能に近いように思ひます。そうすると、や

はりこれは政治的な解決ということによらざるを得ない。それじゃその政治的な解決というのは、国鉄あるいは運輸省だけで結論が出るかという、出せません。でございまして、くどいようございまして、先ほど来申し上げておりますように、共済年金制度基本問題研究会、ここにおける結論を一刻も早く提示してもらつたということにわれわれは努力をするという事でございまして、それが決まつてまいりましたら、それにさらに国鉄としてどのように対応策を講じるかという、その五十三年に設置されました懇談会に諮り、結論を出したいと、こう思つております。

○安武洋子君 大臣は国鉄大臣ではないわけですから、運輸大臣として内閣の一員でいらつしやるわけですか、いまの御答弁というのは何かとてもおかしいわけで、大蔵大臣の研究機関の方にそれこそ問題を預けて、そしてその答申を待つのだというふうな御答弁ですけれども、そうではないくて、やはり内閣の一員として政治的にこの問題をどう解決するということを運輸大臣としてお持ちなのかというのを私は先ほどから再三お伺ひいたして居るわけです。

そこで、的確な御答弁がないので続けますけれども、国鉄共済組合年金財政安定化のための研究会、この報告でございましてけれども、ここでは、年金をめぐる情勢を顧みれば決してなまやさしい平坦なものとは思われぬ。しかしながら、国鉄共済年金財政の安定化の成否が今後のわが国全体の年金制度に対する国民の信頼感に大きな影響を与えることを考えると、というふうになつていゝるわけなんです。私は、なるほどこの問題というの、わが国の年金制度に対する国民の信頼感に大きな影響を与えるからこそ、私は大臣の政治的なやりお立場で、どういうふうな解決するかという姿勢というのがより一層必要だと思ひます。

国鉄の共済がこのような危機的な状態になつてきたというのは、これは決して国鉄労働者の責任ではないと思ひます。この国鉄共済の成熟化の原

因は、一つはインフレーション、労働者の責任ではありません。そして一つは、戦中とか戦後の国策上の要請に従つたというふうなことで大量の職員を採用している、その職員が退職時期が迫つてきて、これも別に労働者の責任じゃありません。そしていま一つ、合理化の推進によつて職員数が減少してきている、減少させられてしまつたというの、これも労働者の責任ではないわけなんです。さらに、これに今後三十五万人体制だということ、運輸委員会でも審議をしているわけですから、七万四千人の人減らしをするという事は一層成熟度には拍車がかかるのみなんです。こういう矛盾を抱えながら、大臣、さらにお伺ひしますが、どう一体再建をしようと思つて居るのか、ここはやはり一定の政治的方针を持たない限り再建はできないと思ひます。いかがでございましょうか。

○国務大臣(堀川正十郎君) お尋ねは国鉄の再建と共済との関係をお聞きになつておると思ひますが、共済は確かに私たちが非常な財政窮迫の状況にある、これはもう十分認めておるんです。私は制度の中身はあんまり詳しく知りませんが、しかしこの共済というものをしっかりとらしておかなければ、やっぱり国鉄で働いておられる方々に将来不安を持たしなういかぬという、そういう気持ちで私は共済に取り組んでおるんですが、といつて、いま先生御承知のように、国鉄でそれじゃ財政窮迫、共済のすく、共済組合の財政がえらいことになつてきた、これはあかんというので、それじゃ国鉄としてこ入れしようかとしたつて、これは国鉄自身がもういまはそういう力がないわけなんです。ですから、これはやっぱり制度的な問題として考えざるを得ないということになつてきておるのでございまして。その点はくどいようございしますが、御理解していただきたいと、こう思ひます。

○安武洋子君 私の方もくどいようですが、大臣が一定の政治的方针を持たない限り私はこういうことの再建は不可能だということを申し上げたいわけなんです。

いわけです。ここはやはり鈴木内閣の閣僚の一員としての立場でどう再建するかということをお考え願ひとうございます。

○説明員(川野政史君) 三公社は同じ制度でございまして、電電さんが掛金率が千分の四十七・五でございまして、専売さんが掛金率四十八。それから公社ではございせんが、郵政さんと電電さんが五十一・五。財源率を申し上げますと電電さんが一四、専売さんが一五、郵政さんが一三、公務員が一三・三、こういう状況でございまして。

○安武洋子君 掛金率の問題ですけれども、掛金率が六・一五、御答弁がございしましたが、現在でも他の共済組合と比べて見てみまうと高いわけなんです。他の共済組合に比べて高いのに、来年の三月に財源率の再計算というふうなことになるまうして、いま以上掛金率が引き上げられる。こういうことになる、労働者の負担というのは私は大変なことになると思ひます。

運輸大臣にお伺ひいたしますけれども、労働者の負担を高くするということについて大臣はどういう御所見をお持ちでございましょうか。

○国務大臣(堀川正十郎君) それは、負担を上げるといふことは、これはもうどの団体にとりましてもそれを構成する組合員にとつて犠牲を強いることですから、それはできるだけ抑制するというのは当然のことだと思ひます。しかし、先ほど来議論しておりますように、ただ単に組合員の問題だけではないで、国鉄自体の負担もこれもまた実は大変なんです。ですから、できるだけ経理的に許せる範囲内においてはそれは抑制していく方が望ましい、こう思ひます。

に押し加ふせるといふふうな姿勢というのは、もう極力私は避けていただくべきだといふふうに思っています。そして、こういうふうな共済組合の赤字につきましても、これは国鉄に限ったことではないといふのは質疑の中でも出ております。先ほど大蔵大臣もそのようなことをおっしゃっておいりました。今後高齢化社会にずっとなっていくわけですから、今後年金受給者がふえる、他の共済組合にもこれが及んでくるといふのは明白なことだと思います。

国鉄総裁の諮問機関でございます国鉄共済組合年金財政安定のための研究会、これがことしの五月に答申を出しておりますけれども、その中で共済年金制度の統合一元化の方向を打ち出しているわけですね。私はこのような共済年金制度の統合一元化ということをもっとやはり広範囲に考えていくべきだといふふうに思っているわけですね。これは労働者の年金とそれから国民年金、この二本ぐらいに整理統合して、同時に年金の給付を考えていく、やはりこういう方向で本格的に改革しないことには高齢化社会にはこれからは対応していけないと、年金制度そのものが、だから、年金制度を私はいまこそ本格的に考え直し、検討を始める時期ではないかと思うわけです。

そこで伺いますけれども、労働者年金と国民年金の二本建てぐらいにすると、こういう方向で私は検討を始めるべきだと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(矢野新一郎) この年金制度の問題は、非常に沿革等もございまして御承知のような形に制度が分立しておることは事実でございます。ただいまの先生のお話は一つの考え方かとは思いますが、これまたそれぞれの制度の根幹にかかわる重大な問題でございますので、いまここで直ちにその点についての御意見を申し上げられる状況にはございません。

○安武洋子君 これは政治的な判断ですので、大蔵大臣の御所見を私は伺いたいわけですね。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは一つの考え方だと思えます。考え方ですが、いまの期限とはかなり違った期限の考え方であることも間違いありません。先ほど言ったように、それじゃ同じ問題は医療保険にもあるわけですよ、医療保険でも。この年金でも共済年金、文部省の関係もあるでしょうし、それから地方の問題もあるでしょうし、国家公務員の問題もある。国家公務員とこの三公社五現業の年金を一緒にすると言っても、利害が違ふところがいっぱいありますから、それだけでもなかなかそう簡単にはいかないという現実が一つある。それは恐らく組合の代表を集めて議論をさせたって、同じ労働者の仲間なんだからあしたからすぐ話がびしょと決まってしまうわけにはなかなかいかないですね。

ですから、将来のうんと先々のことになってくると私は一つの考え方だと思いますが、当面の問題としては、やはりそれぞれの年金の中でできるだけ合理化を図れるものは合理化を図るといふようなこともやらなければなりませんし、支給年限の問題等その前にあるんですね、支給年限の問題。ですから、支給開始年限の問題というのがあって、いままで五十五歳から支給しておったんですが、もうとでも五十五歳でできないということになるものだから、十何年か知らぬがある余裕期間を置いて六十歳ということをやろうじゃないかということも、やっとなかなか上りまして、共済関係の方はそういうふうなことでスタートをしたということなんですね。ですから、それは六十歳でできるのか、もともと厚生年金は六十歳だけれども、厚生年金は六十歳でできないから掛金がいまのように安いのでできませんよと、六十五歳という話が出てくるわけですね。

やはりこういう問題は、後代の世代の人がもう年金いっぱい掛け切れないということになれば支給をもっと繰り延べるというふうなことで、これは雇用の問題とも関係する問題ですから、そういうことだけをとって一概に決められるわけにはいきませんが、全体の問題も含めてそういうことも検討

討するという前の問題がありますね。そうして、最終的にはやはりあなたのおっしゃるようなことも一つの大きな物の考え方だと私は思っています。いますぐそれができるとか、いますぐそれをスタートさせるというふうなことの土壌は、そこまですでに醸成してないということも現実の問題です。

○安武洋子君 私はあすから発足させろというふうな短兵急なことで申し上げてはおりません。しかし、高齢化社会を迎えるといふふうな中で、やはり給付の改善も図っていくという姿勢を持つなら、ここらあたりで本格的に考えていかなければならないのではないかと、ぜひ検討していただきたく思います。ですから、ぜひ検討していただきたく思います。

それから、懲戒処分者に対する年金の給付制限について伺います。

事件のありましたあの安川裁判官のような破廉恥な行為をしたというふうな、そういう人は別にしまして、これは労働争議で懲戒処分というふうなことを前提にしてお考えいただきたいとございします。これは附帯決議もなされております。五十四年の十二月二十一日、当委員会でございます。これは自民党も含めて「懲戒処分者に対する年金の給付制限については、他の公的年金との均衡も考慮して再検討すること」と、こうなっておりますが、どのような検討をなさっているのかわかりませんが、どのような検討をなさっているのかわかりませんが、お伺いいたします。

○政府委員(矢野新一郎) 現在の共済年金の制度は、御承知のように、公的年金制度として老後等の所得保障機能を持っているわけでございますけれども、それと同時に、公務員法を根拠法としていふことに見られますように、公務員制度の一環でもあるわけでございます。したがって、この給付制限を全廃するというには問題があるわけでございますけれども、給付制限が厳し過ぎることなどかねてから御指摘があるわけでございますので、附帯決議の御趣旨も踏まえまして、現在、政令改正により緩和する方向で検討はいたし

ております。ただ、現段階で成案をお示しできる状況ではございませんけれども、成案ができれば、関係審議会にお諮りいたしまして進めてまいりたい、こういうふうな考えている次第でございます。

○安武洋子君 これは、私は給付の制限についてということでお伺いいたしておりますが、政令で、その気になれば閣議決定をやっていたというふうなことでございしますから、ぜひ検討を前向きに進めて給付制限をやめていただきたいと、そのことを申し添えさせていただきます。

続きまして、私、医療労働者の共済年金についてお伺いいたします。

厚生省に伺いたいと思いますが、国立の病院とか療養所で働く看護婦さんの年齢構成について伺いたいとございします。一体、五十五歳以上の看護婦さんと五十五歳以下の看護婦さんとのぐらひの人数で、どういう比率になっているか、お答えいただけますでしょうか。

○説明員(田中健次君) 五十五歳以上の看護婦は現在千三百四十名でございまして、全体の総数が二万六千四百三十三人でございまして、五十五歳以上の方の割合は、率にいたしました五・一％というふうになります。したがって、残りの五十五歳以下の方が九四・九％、こういう構成になります。

○安武洋子君 いまのお答えを繰り返しますと、五十五歳以上が千三百四十人で五・一％、五十五歳以下が九四・九％、圧倒的に五十五歳以下でございしますね。こういう比率をいま御答弁いただきましたし、また厚生省の第二共済組合の調査、これを拝見いたしますと、五十四年度中に退職した看護婦さんの平均年齢は五十五歳になっております。平均勤続年数は二十九歳となっております。私はこの数字にやはり注目をしていただきたいと思ひます。というのは、一カ月に十日ぐらひは看護婦さんは夜勤をしなければならぬというふうになりますと、五十歳を過ぎればこういう夜勤を伴ったお仕事というのは非常に重労働だ、体にも

こたえてくる。しかし、つらいけれども何とかが
んばって、年金のつく五十五歳まではがんばり通
すんだと、そして年金がついてやつと退職にこぎ
つけたというところで退職していくということがこ
の数字の中にあらわれていると思うんです。とこ
ろが、これが六十歳にならないと年金がもらえな
いということになりますと、看護婦さんという非
常に重労働である夜勤がある、しかも人命を預か
るというふうな大変重要な仕事、これはもう体が
ついていかないと思います。

こういうことから考えましても、六十歳の年齢
の支給開始という、これは私は実情に合わないと思
います。やはりこういう年金の給付というのは
実情に合わせて、労働の特質によって支給開始年
齢、これは考える。看護婦さんの場合などにも労
働を考えてやはり支給開始年齢を引き下げること
を検討すべきではないかと思ひますが、大蔵大
臣、御所見いかがでしょうか、前に厚生大臣の経
験もおありで、こういう実情はよく御存じだ
と思ひますが。

○国務大臣(渡辺美智雄君) その勤務の実態につ
きましては、いまあなたのおっしゃったようなこ
ともございましょうし、また五十歳以上までお勤
めになつていらっしゃる方になれば、それぞれの役
付といひますが、いろいろなそういうようなこと
もありまして、年齢に応じた無理のないような勤
務形態というものは厚生省でもいろいろ御
工夫はなさつておると、そう思ひますね。です
から、直ちにそれは五十五歳までまた引き下げると
いうようなことがうまくいくかどうか、非常にむ
ずかしいんじゃないかという気がいたします。

○安武洋子君 私はあちらこちらで実情をお伺い
いたしております。これは役付になつても、いま
のこの勤務の条件の中でただ一人でも休む人が出
ると、こういう役付の方も夜勤をしなければなら
ない。年齢にかかわらず、やはりいま置かれて
いる勤務条件というのは厳しいわけなんです。だ
から、私はこういう実情を踏まえていただいで、
やっぱり検討はしていただかなければいままの労働

の実情と合わないというのが現実に出てくるわけ
です。だから、大臣に検討をやはりしていただき
たいというお願いなんです、重ねて伺ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ヨーロッパなんかの
厚生年金に相当するものを見ましても大体六十五
歳なんです、支給年齢というのは六十五歳、六
十歳でなくて。それで、女子の場合はフランスで
五年ぐらい早めて支給するという例がございま
す。ございしますが、私は、全く若い人と同じ勤務
をやつていてということでもないでしょうし、そ
こらの実態については所管が違ひますから申し上げ
られませんが、フランスでは六十五歳だけだ
れども、それよりも若く、五歳ぐらい引き下げて支給
する、という女子の場合の特例はあります。それで
も六十歳でございしますから……。

○安武洋子君 大臣、ヨーロッパと日本の医療
労働者の勤務条件、労働条件はだいぶ違うわけ
なんです。そのことをやはり押さえていただいで
な、私は実情に合うようにしていただかなければ
ならないと思ひます。

今度の年齢引き上げというのは官民格差が理由
になつておりました、一つは、これは厚生年
金五十五歳からです。やはり逆格差が生まれて
いると思ひます。これ逆格差があるから何も厚生
年金の方を引き上げようというのではなくて、
いま申し上げたように、私は、看護婦さんなどの
実情に合わないから、労働の特質に合わせた支給
開始年齢を検討をされるべきではないかと、こ
ういうことを重ねて伺ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 支給開始年齢だけ
どうこうということは言えないんでして、やっぱ
り掛金の問題があるんです、掛金の問題。たと
えば日本とか西ドイツの例を、非常によく似てい
ますからなしますと、日本はいままで千分の九
十一ですよ、厚生年金の場合、一番ポピュラーな
やつですからね。向こうは千分の百八十ですよ、
百八十。倍払つてゐるんです、掛金を倍。労使折
半、そして支給年齢は日本は六十歳、ドイツは六

十五歳というふうなことをやつておつて、しかも
もう一方は大差ないんです、これ。もうすでに
十周年年金に現実なつちやつてゐるんですから。
モデルでは厚生年金十三万。したがって、共済組
合年金は厚生年金よりも大体上です、いままでは
五十五歳支給というふうなこともありまして。要
するにそれじゃ掛金——もう一方を少なくするん
だつたら早くもらつてもいいんです、それは。も
う一方もいっばい、掛金は少なく、いただく方は
いっばいで出す方は少し、これはむずかしいな
がなか、どう考えても。ですから、ワンセットで
できておりますから、支給年齢に重点を置くのな
ら、いただく方を少し少なくするとか、掛金をよ
けにすることとか、そういうところで調整すればや
つてできないことはないだろうと。どの選択をす
るかという問題だと私は思ひます。

○安武洋子君 これは外国の議会じゃなくて、や
はり私、いま日本の実情を申し上げた、合わない
と。掛金の問題についてもそれは論議がありま
す。私どもは軍事費を削減して、やはりこういう
ところにも回すべきだという主張を持っております
けれども、これは論議が平行すると思ひますし、
いまこれを論議している時間がございせん、
で、実情に合わないから、この支給開始年齢だけ
については検討をやはりしていただきたいとい
うことを私は強く申し上げておきます。

それで、医療を守るという立場がやっぱりこの
人たちにはあるわけです。そういう立場から重ね
て聞きますけれども、現在多くの定員外の職員が
医療業務に従事をしております。この定員外の職
員というのは、これは厚生省に伺ひますけれども、
定員内職員と同じような業務を行つてゐるんでし
ょうか、業務は違ひないでしょうか。

○説明員(田中健次君) いまお話しございましたよ
うに、国立病院、療養所の定員配置は、ほかの公
的な医療機関と比べましてかなり劣つておりまし
て、そうした苦しい定員事情にあるために、現在、
先生御指摘になりましたように、定員外の職員に
相当多く仕事をいただいております。その業

務の内容といたしましては、定員外でも、定員
外の賃金の看護婦さん等は夜勤をしておらない人
が多いというふうな実態がございしますけれども、
基本的には大差のない仕事をしております。

○安武洋子君 基本的に大差のない仕事をしてい
る定員外職員ですけれども、仮に定員外職員が医
療業務に従事しない、いないというふうな状態
になれば、現在の医療業務というのは一体成り立
つと厚生省はお考えでございしますでしょうか。

○説明員(田中健次君) 現在定員外賃金の職員が
およそ六千五百人ばかりいるわけでございますし
て、主な職種が看護婦あるいはそれを助ける看護
助手というところでございします。全体の職員が現在
五万二千でございしますので、この六千五百とい
う数字は十数%に当たるわけでございます、私
どもはやはりその賃金職員の働きも相俟つて病院
の業務が円滑にいつておると、こういうふうな理
解をしております。

○安武洋子君 六千五百人の定員外職員、基本的
には業務に差がないという、こういう人たちによ
つて医療行政が支えられてゐるというのを私は
見てみますときに、政府の政策によりまして、同
一労働なのに同一の待遇を与えられないというこ
とはやはりおかしいと思ひます。現に定員外の
人たちは共済組合に加入できないでゐるわけ
です。このことを不合理と思ひたいんでし
ょうか、お伺ひいたします。

○説明員(田中健次君) 多数の定員外の賃金の職
員がいるわけでございます。最も望ましいのはそ
うした方々を定員化していくと、こういうことで
ございしますけれども、定員事情が非常に厳しゅう
ございまして、それもなかなか困難でございま
す。いま、処遇の面で共済組合の関係の話がござ
いましたけれども、私どもとしましては、定員外
というところで任用をしてゐる関係上、どうしても
これは昭和三十六年の閣議決定がございまして、
定員外の職員の常勤化を防ぐというふうな政府部
内の統一的な方針がございまして、その任用につ

きましては年度末あるいは年度当初に一日以上中断をし、こういうふうな事情にございます。したがって、そういうふうな任用あるいは勤務の実態でございますので、国家公務員の共済組合法の解釈上どうしてもこれは、引き続き十二月以上雇用されていないというふうなことがございまして、国家公務員共済組合法の要件を満たしておられないということで、共済組合の加入はどうしてもできないというふうな状況でございます。この点につきましては現在すでに政府内で問題になっておりまして、賃金職員が原告になりまして東京地方裁判所で訴訟が行われているというふうな状況でございます。

○安武洋子君 これは、私は大臣にお伺いしたいわけですが、先ほども言いましたように六千五百人の看護婦さんとか、主に看護助手とか、こういう方たちによって医療行政が支えられていると。で、ほとんど基本的に業務に差がないという厚生省のお答え、私も現場見ました。これはほとんど同じ仕事をしております。こういうことなのに、政府の政策によって同一労働なのに待遇が同じでない。こういう人たちが共済組合に加入できないというところは一体不合理とお答えにならないでしょうか。どうでしょうか。私には大臣にお伺いいたしてあります。政治的な、政策的なことだから、大臣にお答えいただきたい。

○政府委員(矢野新二君) ただいまのいわゆる賃金職員の問題でございますけれども、この一年の継続雇用を条件としておりますことについては、やはり共済組合制度が企業内福祉の性格が強いというところから来ているわけでございます。そういう意味からいまして現在の取り扱いには必ずしも不合理なものではないというふうに考えているわけでございます。

○安武洋子君 いや、とんでもないです。仕事は同じようにしているというところで、それを政府の政策によって、雇用のやり方を三月三十一日に一日休ますというふうなことで継続しないとか、そ

ういうふうなことでもっていつているわけでしょう。ですから、こういう定員外の人によって私は医療行政が支えられている。これはほかにたくさんさんの差別があるわけですよ。しかし、いま裁判でも行われているということが御答弁でありましたけれども、私は、共済組合にぐらゐ加入せよというのとは当然の要求だと思います。せめて共済組合に加入すべきだと、私はこう思います。が、こういう大臣の政治判断をお聞きしておりますので、大蔵大臣、ひとつお答えください。

○政府委員(矢野新二君) この常勤の非常勤職員に對しまして採用の当初から共済組合員資格を認めるということにつきましては、長期勤務者でない方に対しまして共済の退職年金制度を適用するというふうなこともなおりますし、また、一年未満で退職した場合の掛金の掛け捨ての問題といったようなこともいろいろございまして、これはもう簡単にそういう方向にいくことはできないのではないかとこのように考えているわけでございます。

○安武洋子君 詭弁ですよ。私は実情を知っております。定員外職員のままで何年も放置されている人が本当にたくさんいるじゃないですか。そこを私はやはり見ていただかなければならない。で、大臣御答弁に立ってくださいます。私にはこの点を踏まえていただいて、せめて共済組合に加入ぐらゐはさすべきだと、要求するのはあたりまえだという立場に立っていただきたいと思えます。

そこで、看護体制の強化ということで、昨年厚生省は四百六十五名の定員の予算化を要求いたしております。ところがわずかに七十八名しか認められておりません。厚生省は来年度は三百六十八名要求しておりますけれども、これから査定の中で医療を守るというこの立場をしっかりと踏まえていただかないと私はいけないと思うんです。ですから、医療を守るというこういう立場で十分な定員を確保するよう要望いたします。大蔵大臣いかがでございますでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 御承知のとおり。国全体としての国家公務員の数はふやさない、むしろ三万七千人ぐらゐ減らすという基本方針を持つておるわけですよ。しかしながら、その中でも非常に需要が多いという部門を全然ふやさないというわけにはいきませんので、そういうような部門につきましては毎年ある程度ずつふやして、そのかわりそれと同等またはそれ以上のものを他の部門において定員不補充という形で減らしていくということをやっております。でございますから、真に必要なものについてはある程度ふやすということはあり得ます。

しかしながら、定員をどんどんふやすというところによって幾らでも国家公務員がふえていくということでは国民の理解と協力が得られません。したがって、国がどこまで一体やたらにののか。たとえば、国立病院でそんなに看護婦をどんどんふやさないといけないという状態なら、むしろ事業規模を縮小して、民間で幾らでもやれるわけですから、もうどうしても国が国立病院としてやらなければならないものは国がやってもいいが、民間でやれるもの、赤十字でやれるものあるいは公的病院その他のところでやれるようなもの、そういうものについては、国が病院を拡張して看護婦が足らぬ、足らぬと言われても、現在の日本の場合では国民の理解というものはなかなか得にくい、そう思っております。

そして、現実にあなたのおっしゃったような部門は――これは国立病院だけじゃありません。私は農林省におつて、よく林野庁なんかにも同じ問題があります。定員外作業員というのに十年年も勤めているとかどうとかという同じ仕事やっているんじゃないかと。片方はボーナスもらって共済に入っていると、こっちは入っていないというような問題がございまして。これには、やはり採用するときの条件というのがあります。片方はむしろ難しい試験を受けて入ってきたと、片方はともかくもうちょっとしたお手伝いでいいからというわけで最初入ったんだが、長くやっちゃったとす

ると、むずかしい競争条件のもとで入ってきた人とそうでない人と今度は同じ待遇をするんだということになる、なかなかこれもむずかしい問題も実はあるんです。同じ労働組合の中であってもそこにも問題が必ずしもないわけじゃない。でありますから、私は定員外の人のお気の毒だから全部定員内に入れちまえというところについては、はいそうですかとはなかなかいいけないんです。しかし、実情によつては一部分繰り入れをしておるという実情もございまして、これを申し上げております。

○安武洋子君 私は、定員外の職員の方が気の毒だから定員の中に入れろとは言っておりません。いま厚生省の答弁の中にもあったように、六千五百人の人がどうしても要るんだと、そうして、そういう人たちが医療行政を支えているんだと。だから、定員外職員という形でこういう人たちを置いておく――医療だけではありません。いまおっしゃったように、そのほかのところでもあると、こういう形が不自然なんです。だから私は、国民の合意が得られないだろうとおっしゃいましたけれども、命を守るということで国としてのやはりそういう責任を果たしていただくということであれば、いまいる人です。だから、いま働いている人です。国民の合意は得られていくと思えます。そういうことで、本当にこういういふ厚生省から出ている定員の要求ぐらゐはきちっと受けとめて、国として医療の責任を持ち、そして定員も確保するという立場に大蔵大臣に立っていただかなければならないと思えます。そのことを強く要求申し上げます。

時間の都合で急ぎますので次にまいりますけれども、元陸海軍従軍看護婦の問題についてお伺いいたします。

元陸海軍従軍看護婦の慰労金、これにつきまして、厚生省は従軍看護婦の実態調査を行っていらっしゃると思えますけれども、現況はどういうふうになっておりますでしょうか。

○説明員(森山喜久雄君) 旧陸海軍看護婦の実態調査でございますが、すでに調査票を回収いたしましたので所要の集計を行っておりますが、この集計もあと数日で終わると、こういうふうな状況になっております。

○安武洋子君 現段階で把握なさっていらつしやる数字はどれぐらいでございますか。

○説明員(森山喜久雄君) 回収いたしました調査票は一万三千五百枚でございます。このうちに陸海軍看護婦さんじゃない方が、たとえば日赤看護婦さんとか、そういう方がまじっております。これが約二千ございいます。ですから、旧陸海軍看護婦という方は一万一千五百、この一万一千五百の中で戦地勤務をされたことのある人、これが約六千でございます。仮にこの六千を兵隊さん並みの加算をつけると、そういたしますと、十二年以上になる方というのが大体千三百ぐらいではないかというふうに考えております。

○安武洋子君 厚生省の実態調査は、当初は十月二十五日までというところでございました。それから見ますと約一月延びているわけです。で、いま現在ではまだ全体の集約はできていないというところでございいますね。いつごろまでになさるんでしょうか。

○説明員(森山喜久雄君) 今週じゅうにまとまると思ひます。

○安武洋子君 そこで、総理府ではこの問題につきましまして来年度の予算要求、これ出しておられますけれども、来年度から支給するという方針、これは変わっておりませんか。

○政府委員(関通彰君) ただいま厚生省から御答弁ございしましたように、本年度実施しました調査の結果が間もなくまとまる予定でございますので、いづれにしましても、その結果を待ちまして、十分関係省庁と協議いたしまして、私どもとしましてもできるだけ早く措置することができるようにはいたしたいと、かように考えております。

○安武洋子君 従軍看護婦の方たちというのは、おわかりのように高齢の方たちです。これ従軍看護婦の会の調べでわかつている分では平均六十・七歳という状況です。慰労金の給付というのが一年早いかなというものは、若い人ならそう関係はありませぬけれども、こういう人たちに与りましては大変大きな問題です。ですから、いま調査されている人たちの中で確認の済んだ人たちからやはりこの慰労金を早急に支給すべきだと私は思ひます。

それで、いまの調査というのは非常に短期間でございましたので、これで漏れたというふうなことで、後刻申請を出してくるというふうな方たちについても追加として対象にされるでしょうね。そのことを念を押しておきます。

○政府委員(関通彰君) いずれにいたしまして、調査結果が間もなくまとまるということでございますので、その結果を十分検討いたしまして適切な対処をいたしたいと、かように考えております。

○安武洋子君 調査の期間が大変短期間です。ですから、必ず漏れて後で追加してくるという人があると思ひます。ですから、私はその分も必ず対象にしてほしいということをお願いしておきます。

そこで大蔵大臣、総理府から出されている概算要求につきましてこれから査定に入るわけなんですけれども、どういう姿勢で一体臨まれるかというところをお伺いいたします。

○政府委員(矢野新一君) 旧陸海軍看護婦につきましては、旧日赤の看護婦看護婦に対します処遇と同様な処遇を講ずるべきではないかという御意見がかねてあるわけでございますけれども、旧日赤看護婦の場合と旧陸海軍看護婦の場合では、その性格でございますとか勤務形態に差異があるといふように、いろいろ問題が多いということも聞いておるわけでございます。旧陸海軍看護婦の方々の当時の実情に關しましては、厚生省でただいま実態調査の取りまとめを行なっておりますところでございますので、この問題につきましましては、その結果を待ちまして、実態の把握をいた

しまして慎重に検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○安武洋子君 大臣に伺ひます。

いま御答弁ございましたけれども、私は大変不満です。この旧日赤の看護婦さんの方たちと旧陸海軍看護婦さんの方たち、それは従軍したという形とかいろいろなこととでそういう差異はあつても、やはり国のためにあのとき戦地とか、こういうところに駆り出されたというふうなことで青春をささげているというところは、これは変わりがないわけですね。国の政策によつてこの人たちが従軍看護婦で働いたというこの事実というのは消えません。これに対して私は、もう実態調査もほとんどでき上がっている、しかも総理府から概算要求が出されている、それについてどういう姿勢で査定に当たられるでしょうか。この人たちはもう高齢です。一日も早い支給を待っているわけです。そういう要求に一体こたえられる姿勢をお持ちなのかどうかというところをお伺いいたします。

○政府委員(矢野新一君) ただいまのを少し詳しく申し上げますと、旧陸海軍看護婦の場合は、公募に對しまして応募して採用されたということ、あるいは病院に勤務することが原則でありまして、戦地等における勤務先は兵士病院の後方にある旧陸海軍病院に勤務したといったようなこと等の点で制度的には旧日赤看護婦の場合と異なつた点があることも事実でございます。

したがいまして、そういうようなことも踏まえて、厚生省の実態調査の結果を十分拝見していただきまして検討をいたしたいと、こう考えておるわけでございます。ただいまのところ明確な結論をここでお示しする状態にはないわけでございます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま主計局次長からお答えいたしましたとおりでございます。

○安武洋子君 私は重ねて申し上げます。いろいろの実態の違いとか、そういうようなことは国会の中でいままでも何度か論議をされてきた。その論議を重ねた上に立つてこゝまで来てい

るわけでしょう。厚生省が実態調査をして、その結果こういうふうな総理府から概算要求も出されている。しかも非常に皆さんは慰労金の給付を待っております。高齢者であるということであれば、私は、これは大蔵大臣としてもやっぱりこたえていこうという姿勢を示されるべきだと思ひます。いかがなんでしょうか、もう一度重ねて伺ひます。論議はいままでいろいろありました。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは、最終的にはほかとの関連性、これを認めた場合にどういふうなほかとの影響が——ほかの似たようなのがありますから、そういう関連性の問題も見なきゃならぬ。それから、それから現在の財政事情というものもございまして、総合的に判断をしなければならぬ。したがって、ここで私はどういふこととは申し上げられませんが、もう少し詰めた上でどういふふうな結論を出すか、予算の成立までには方角を決めます。

○安武洋子君 財政事情というお話がございました。私は、こういう方たちのところに財政事情をしわ寄せしてはいけなと思ひます。これはやはり若い時代、国の要請に従つてこういうふうな従軍看護婦として従事をなさつた方です。私は財政事情のしわ寄せをこんなところに持つていくべきでない、これからの査定に当たられるときにそのことを十分配慮していただきたいと大蔵大臣に申し添えます。

そこで、私は大蔵大臣に一言苦言がございまして、財政事情というところを大臣はよく言われます。私どもが必要だと考えているこういう従軍看護婦の慰労金の給付についても、いまちゃんとしたお答えがいただけません。私はこういうところはど

んどん出すべきだと考えている。大臣はこういうところを節減すべきだと主張なさっている。そしてゼロリストなども発表されたります。ところが、大臣御自身が地方自治体の財源を私はむだ遣いをなさつていらつしやると思ひます。申し上げたいわけ

と申し上げますのは、大臣はこの八月の二十一日、宇都宮の文化会館で藤尾正行労働大臣とともに栃木県の大匠就任県民祝賀大会に御出席をなさっていらつしやるはずで、これは栃木県提出の資料を見ますと、この費用は栃木県の場合、総務費の企画費、その中の企画総務費の負担金補助及び交付金から六十万円支出をされております。そのほかにも、西那須野町十万円、益子町十万円、合計八十万円になっております。しかも、こういう地方財政から支出されただけではございません。これには、県の職員が総務部から九名、企画部から六十一名、議会事務局から二名、計七十二名、これは一時から開かれておりますから勤務時間内でございます、勤務時間中に職員をされております。

大臣は、私は招かれたただけとおっしゃるかも知れませんが、地方財政危機の折から、地方自治体に八十万円の支出、そして職員を勤務時間中に職員をさせているというふうなことをするのは、私は財政難の折からいかにがなるものであらうかと。しかも、綱紀粛正が国民的な課題になっている、強く要求されているというふうな中で、私、昨日も原国務大臣に申し上げたわけですが、原国務大臣も自治体などの主催する祝賀会に出るおられます。私はその政治姿勢をお直しいただくように申し上げました。渡辺大臣も、私はこういう祝賀会の中で、財政再建は地域エゴを聞いていては絶対にできないので憎まれ役にもなるというふうなあいさつをなさったというふうに聞いております。ここまで言われた大臣として、私はこのような祝賀会に出席なさることは慎まれるべきではないかと、えりを正されるべきではないかと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 栃木県では恒例でございますが、県から大臣が出た場合は、県を挙げて代表者の皆さんが相談をして、それで祝賀会をやってくれておるんです。しかし、今回は自重してもらいたいという話をしたものですから、普通

通はかなり料理なんか出たりなんかしてやっただけで、昔は、そういうことはやらないということ、最小限度の費用がかかったんでしよう、二千人も集まったといふから。私もよく知りませんが、知りませんが、それはいろいろな各種団体長と県が相談をした結果、ともかく郷土から大臣が出たんだから余り無理なことは言わないようにしようとか、いろいろなみんな集まってお祝いしてくれ、激励をしてください。事実でございます。しかし、私はこのことが果たして悪いかどうか。私は、はでにやっただけで費用が六十万から幾らか使われたというんでありますから、そのことは奨励すべきものではないけれども、そう悪いことをやっただけで、出席して悪かったというふうには思っておりません、私はひとつ。私は、ともかく、まあ費用の点は会場費ぐらいじゃないかと思つておつたんです、何も出るわけでもございませぬ。すね。ですけれども、それはそういう集まった栃木県の団体長の皆さんの自主的判断で、たとえ六十万円かかっても、それ以上に、ひとつみんなが結束をして、栃木県みんな仲よくやろうといったことの方がメリットがあると判断をしてやられたものだと思つております。それだけのことであります。

○安武洋子君 財政危機を叫ばれている大臣です。それが地方自治体のお金、県は六十万、それから先ほど申し上げましたように町からも出ております。八十万。こういうことを私は、やはり地方自治体として当然出すべき種類のお金ではなからうというふうに思ふわけで、ここに對して私は、むだな支出をさせているというふうなことに對して悪いことをしたと考へられないというふうな御答弁でございますが、国民はこういう点で綱紀粛正を望んでおります。それと勤務時間中に職員も動員されるというふうなことに對しても、私はやはりこれは綱紀を肅正すべきところだ。こういうようなところに出て悪くないというふうなことを考へてというのは一向に解せませんが、やはり私は

大臣としてえりを正されるべきではないか。再度お伺いをいたします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは県の要請によつて出席をしてくださるというので、私も万障繰り合はして出席したんです、実は。だから、出席したことが悪いというのなら、県が、計画した人が悪いということになるんであります。私は、そこまで県知事とか団体長の皆さんのやっただけで、自衛をしてお金をかけないやうにやるといふことはいいんであつて、まだ、村とか町とかで運動会をやるとかあるいは何かお祭りをやるといふやうなことも地方自治の一環でございますから、私は、はでにやっただけでございしますが、出席をかけたのが悪かったかどうかと言いますが、県の、県民の代表の人が集まつて取り決めて、もう質素に最小限度にやつたことまで、そういうところも大臣は一切出席をするなど、大臣が出ないで向こうだけでやつたのなれないというわけにもなかなかいかないのであつて、私は質素にやういふことはもうやるべきであるといふことでございします。

○安武洋子君 では最後に。私は、はでにやっただけにやっただけといふことよりも、自治体から招かれただけとおっしゃる。しかし、少しお考へになれば、こういう地方自治体がお金を出してやっているとすることは一目瞭然です。こういうところに大臣として、財政危機、地方財政が危機であるというふうなことで、国の財政も節約に節約を重ねると、ゼロリスまで出される。その大臣が、八十万ぐらいなら質素でいいじゃないかと、私は招かれただけだ、というふうなことでは済まない。政治家として、李下に冠を正さず、やはりこういうところに出席なさるべきでないと思ひます。大臣と原国務大臣以外の方は私費でいろいろなプライベートな形でやつてなさいます。私は、そういうふうにおやりになるのならやられるべきだといふことを申し上げまして、質問を終わります。

○峯山昭範君 もう質問終わりましたけれども、先ほどから両大臣の答弁を聞いておまして、私はどうしてもこの内閣委員会として見逃せない問題が一つあります。

それは何かと言いますと、この共済の問題は非常に重要な問題であります。それで、塩川運輸大臣の答弁も渡辺大臣の答弁も、この共済問題につきましても、先ほどから答弁の中でいわれる共済年金制度基本問題研究会の答申といひますか、取りまとめ、それによつて今後解決していきたいと、そういうふうなお考えでありましたですね。大臣、どうですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) そのとおりであります。

○峯山昭範君 渡辺大臣、どうですか。

○政府委員(矢野新二君) 昨年の国会の附帯決議の御趣旨にも沿うような考へ方を持ちまして、ただいまの大蔵省の共済研究会というものを設置して審議をさせていただいておるわけでございます。これは私的機関でございますので、そこで政策決定がされるというものではございませんで、学識経験者等の御意見を聞いて参考にさせていただいていくことでございます。したがって……

○峯山昭範君 そういうふうにごまかそうとしたってだめなんです。大臣、要するにわれわれ内閣委員会としては附帯決議もつけておりますね。運輸大臣は、そのとおりですとおっしゃっているんですから。要するに、こういうふうな機関の意思を、あなたもそうでしょう、この基本問題研究会の意思をまとめ、そして共済の問題を解決しようといふことについては変わりないでしよう。どうなんです。簡単で結構です、もう時間ありませんから。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは結論待ちでございます。

○峯山昭範君 いま両方の大臣がそのとおりですとおっしゃいました。それが問題なんです。その

これはできない問題もあるかも知れませんが、大事なもの、大事なものは大事なものなんです。ですから、子ども、大事なものは大事なものなんです。そういうような意味ではきちっとして今後の運営を

すよ。ということは、そのこと自体がやっぱり私
的な機関、そういう答弁をこういう委員会で正式
にすること自体がこれは問題なんだ。私的に

法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一は、海上自衛隊の潜水艦部隊の一元的な指揮運用を図るため、司令部及び潜水艦隊その他の直轄部隊から成る潜水艦隊を新編して、これを自衛艦隊の編成に加えるものであります。

第二は、航空自衛隊の補給機能を効果的に發揮させるため、各補給処の業務の統制を行う補給統制処を廃止し、これにかわるものとして、各補給処の業務全般の指揮監督を行う補給本部を航空自衛隊の機関として新設するものであります。

第三は、人事管理及び編成上の必要性等から自衛官の階級として曹長を新設するものであります。

第四は、自衛隊の予備勢力を確保するため、陸上自衛隊の予備自衛官二千人を増員するためのものであります。

最後に、防衛庁職員給与法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛官の階級として曹長を新設することに伴い、曹長について棒給月額を定めるとともに営外手当を支給することができるものとすることをであります。

以上、法律案の提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げましたが、何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(林道君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後三時二十分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中山総理府総務長官。

○國務大臣(中山太郎君) ただいま議題となりました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

去る二月二十七日、人事院から、国家公務員法第二十三条の規定に基づき、国会及び内閣に対して国家公務員災害補償法の一部を改正すべき旨の意見の申し出がありました。この法律案は、この人事院からの申し出に基づき、国家公務員災害補償法を改正し、一般職の国家公務員の処遇の改善を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

今回の改正は、同じく今国会に提出されております労働者災害補償保険法の改正法案にありまして、給付改善に対応するものであります。その第一は、遺族補償年金の額の改善であります。遺族補償年金の給付水準は、すでにILOの条約及び勧告に示された水準を達成しているところであります。したが、遺族の人数区分に応ずる支給率につきましては災害補償の損害賠償的側面から見てなおその改善を図る必要があらますので、遺族が一人の場合を中心とした改善を図り、全体として支給率を平均六・一％引き上げようとするものであります。

第二は、身体障害に対する評価の改善であります。これは、頭部外傷、脊髄損傷等により神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、またはけい肺等により胸腹部臓器の機能に著しい障害を残している場合の障害の評価について、現在、常に介護を要する程度の重度の障害を第一級とし、それに次いで重い障害として、終身労働に服することができない程度の障害を第三級として評価しているところであります。したが、随時介護を要する程度の障害を新たに第二級として評価することとし、身体障害の評価の改善を行おうとするものであります。

第三は、障害補償年金差額一時金の支給に関する制度の創設であります。これは、障害補償年金

の受給権者がその支給開始後早期に死亡した場合、その間の年金の受給額が軽度の障害者に対して支給される障害補償一時金の額にも達しない場合もあり得ること及び障害補償年金前払一時金の支給に関する制度の創設との均衡上の必要等を考慮して、すでに支給された障害補償年金等の合計額が労働基準法上の障害補償に相当する額に満たないときは、その差額を障害補償年金差額一時金として遺族に支給しようとするものであります。

第四は、障害補償年金前払一時金の支給に関する制度の創設であります。これは、障害補償年金の受給権者の社会復帰の促進に資するため、その申し出により、労働基準法上の障害補償に相当する額を限度として人事院規則で定める額を障害補償年金前払一時金として支給しようとするものであります。

第五は、小口資金の貸し付けを受けるための措置であります。これは、年金たる補償の受給権者が一時的に必要とする資金の需要に応ずるため、年金たる補償を担保として国民金融公庫または沖縄振興開発金融公庫から小口の資金の貸し付けが受けられるようにするものであります。

以上のほか、現在実施されている遺族補償年金に係る一時金に関する規定を整備するとともに、年金たる補償の支給事務の簡素化を図るための措置を講ずることとしております。

なお、以上の改正は、労働者災害補償保険法の改正法の施行時期に合わせて、第一の遺族補償年金の額の改善、第二の身体障害の評価の改善については公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から実施し、第三の障害補償年金差額一時金の支給に関する制度、第四の障害補償年金前払一時金の支給に関する制度、第五の小口資金の貸し付けを受けるための措置については昭和五十六年十一月一日から実施することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら

んことをお願いいたします。

○委員長(林道君) この際、本案の衆議院における修正部分について、衆議院内閣委員長代理理事愛野興一郎君から説明を聴取いたします。愛野君。

○衆議院議員(愛野興一郎君) ただいま議題となりました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府原案では、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもののほか、昭和五十六年十一月一日から施行することといたしておりますが、各種改善措置のうち、遺族補償年金の額の引き上げに関する措置については遡及して本年十一月一日から適用することに改めることを適当と認め、これを修正したものであります。

以上が修正の趣旨であります。

何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(林道君) 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十分散会

第三号中正誤

ペジ段行 誤

正

二 三からわり につて になつて

三 一 八がき ができ

セ 二 四だ だと

ハ 三 三(異議) (異議)

〃 〃 八(異議) (異議)

〃 〃 八(異議) (異議)

〇 一 元ある あり

二 三からわり 老慮 考慮

三 二 柴田益夫君 柴田益男君

〃 〃 〇元 起き

七 一からわり あるいはは あるいは

〇 一 五 大私 大体

昭和五十五年十一月二十九日印刷

昭和五十五年十二月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E